

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日（金）第2994号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料関係規則の改正に関する規則（※）（財政課取扱い） 2
- 鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（※）（財政課取扱い） 8
- 鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例施行規則を廃止する規則（※）（生活・文化課取扱い） 9
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則（※）（道路維持課取扱い） 9

告 示

- 非常勤職員の報酬の支給日の一部改正（※）（人事課取扱い） 10
- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）（人事課取扱い） 10
- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 10
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 10
- 保安林の指定予定（3件）（森づくり推進課取扱い） 11
- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 12
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 12
- 鹿児島県漁港管理条例に規定する使用料のうち知事が定める額（※）（漁港漁場課取扱い） 13
- 鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正（※）（監理課取扱い） 13
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 13
- 歳入の収納事務の委託（建築課取扱い） 14
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（4件）（鹿児島地域振興局取扱い） 14
- （南薩地域振興局取扱い） 14
- （大隅地域振興局取扱い） 14
- （大島支庁取扱い） 15
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 15

公 告

- 平成26年度技能検定（前期）実施公告（雇用労政課取扱い） 15
- 平成26年度技能検定（随時）実施公告（雇用労政課取扱い） 17
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 19
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 19
- 落札者等の公告（農業開発総合センター取扱い） 20

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則（※）（総務福利課取扱い） 21

公 安 委 員 会 規 則

- 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 21
- 鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 22
- 鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 22
- 鹿児島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 22
- 公 安 委 員 会 公 告**
- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 22
- 警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 25
- 県立病院局企業管理規程**
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 27

規 則

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料関係規則の改正に関する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第14号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料関係規則の改正に関する規則

（保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 保健所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中

普通診断書	1 件	740
-------	-----	-----

を

「

普通診断書	1 件	円 760
-------	-----	----------

」に、「630」を「650」に改め、同表 3

の項中「4,360」を「4,480」に、「1,790」を「1,840」に、「3,010」を「3,100」に、「4,910」を「5,050」に、「1,900」を「1,960」に、「2,570」を「2,640」に改める。

（かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

種 別	品 名	単 位	使用料	備 考
	能舞台	1 式	円 6,380	
	所作台	1 式	5,590	
	仮設鳥屋囲（揚幕付）	1 台	200	
	松羽目	1 台	930	

竹羽目	1 台	1,340	
平台	1 枚	150	
開き足	1 式	150	
箱足	1 式	150	
木台	1 式	150	
け込み	1 式	150	
演台	1 台	490	
司会者台	1 台	340	
金びょうぶ	1 双	1,130	
鳥の子びょうぶ	1 双	1,130	
木支木	1 台	20	
金支木	1 台	20	
人形立	1 台	20	
移動式姿見	1 台	50	
ひ毛せん	1 枚	170	
座布団	1 枚	80	

舞台大小道具	プログラムスタンド	1台	50	
	バレエ用シート	1枚	100	
	上敷	1枚	150	
	地がすり	1枚	830	
	紗幕	1張	830	
	振落しパイプ	1台	700	
	雪籠	1台	50	
	式次第兼用黒板	1台	50	
	ドライアイスマシン	1台	830	
	スモークマシン	1台	830	
	スモークジェットファン	1台	830	
	客席内移動卓台	1台	100	
	指揮者台	1台	290	
	指揮者用譜面台	1台	100	
	演奏者用譜面台	1台	50	
譜面灯	1台	20		
演奏者用椅子	1脚	50		

コントラバス演奏者用 椅子	1脚	50	
一畳台	1台	100	
一畳台掛け	1台	100	
角台	1台	50	
四本柱	1台	50	
太鼓焙 ^{ほう} じ台	1台	50	
電熱器	1台	20	
見台	1台	50	
拍子盤	1台	50	
面台	1台	100	
かずら ^か おけ 葛桶	1台	310	
床几 ^ぎ	1台	50	
頭晒 ^{さらし} 台	1台	50	
髪晒 ^{さらし} 台	1台	50	
衣桁 ^{しろう} 掛け	1台	310	
紅段・無紅段	1式	100	
めくり台	1台	100	

楽 器	グランドピアノ (A)	1 台	10,400	調律費は, 含まない。
	グランドピアノ (B)	1 台	3,400	調律費は, 含まない。
	アップライトピアノ	1 台	500	調律費は, 含まない。
	マリンバ	1 台	1,100	
	ドラムセット	1 式	300	
	ギターアンプ	1 台	100	
	ベースアンプ	1 台	100	
	キーボードシンセサイザー	1 台	100	
	ミキサー	1 式	150	
県民	ボーダーライト	1 列	830	
	サスペンションライト	1 列	1,470	
	アッパーホリゾンライト	1 組	830	
	プロセニウムライト	1 列	1,470	
	トーマンタルタワーライト	1 式	830	
	ローアホリゾンライト	1 組	700	
	フットライト	1 式	720	

舞台 照明 器具	ホー ル	花道フットライト	1 式	340	
		フロントサイドスポッ トライト	1 組	830	
		フロントサイドスポッ トライト (能舞台用)	1 式	340	
		シーリングスポットラ イト	1 式	1,700	
		シーリングスポットラ イト (能舞台用)	1 式	340	
		センターピンスポット ライト	1 台	1,130	
		ピンスポットギャラリ ーライト	1 台	420	
		サイドタワーライト	1 組	830	
	大ホ ール	照明フライダクト	1 式	1,470	
		ローアーホリゾンライト	1 式	460	
		メタルハイライドピン スポットライト	1 台	410	
	中ホ ール	サスペンションライト	1 列	1,470	
		フロントサイドスポッ トライト	1 式	830	
		センターピンスポット ライト	1 台	620	
音響関係器 具	吊りマイク装置	1 式	1,690		
	カセットデッキ	1 台	830		
	MDレコーダー	1 台	830		

	DATレコーダー	1台	830	
	CDプレーヤー	1台	830	
映像関係器具	16ミリ映写機	1式	3,430	
	スライドプロジェクター	1台	1,470	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,470	
	オーバーヘッドカメラ	1式	1,470	
	液晶プロジェクター	1台	2,020	
	スクリーン	1張	1,470	
	VTR	1式	2,040	
	DVD・LDプレーヤー	1式	2,040	
陶芸窯	素焼き	1式	930	
	本焼き	1式	1,340	

（鹿児島県子ども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 鹿児島県子ども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年鹿児島県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表文書料の項中「1,940円」を「1,990円」に、「4,190円」を「4,300円」に、「1,620円」を「1,660円」に、「3,730円」を「3,830円」に改め、同表受託検査及び受託診断料の項中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、この規則の施行の日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第15号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、同表7の項中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同項を同表9の項とし、同表中6の項を8の項とし、1の項から5の項までを2項ずつ繰り下げ、同表に1の項及び2の項として次のように加える。

1 条例別表第1保健福祉部の表24の2の項の(1)のア及び(3)のアに掲げる手数料	学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に勤務する者の申請の場合	免除
2 条例別表第1保健福祉部の表24の2の項の(2)に掲げる手数料	特別支援学校の校長の申請の場合	免除

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第16号

鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例施行規則を廃止する規則

鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例施行規則（平成22年鹿児島県規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年 5 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第17号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則（平成21年鹿児島県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

	高隈内ヶ迫線	
--	--------	--

を

「

	高隈内ヶ迫線	
南大隅町	佐多岬公園線	維持及び修繕のうち 除草

」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第333号

昭和62年 4 月 1 日鹿児島県告示第629号（非常勤職員の報酬の支給日）の一部を次のように改正し、平成26年 4 月 1 日から施行する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「文書事務補助員」を「文書事務補助員 幼保連携事務専門員」に、
談員 を「鹿児島県医療安全支援センター相談員」に、
「鹿児島県医療安全支援センター相談員」に、
「障害者職業訓練コーディネーター 障害者職業訓練トレーナー」
を「障害者職業訓練コーディネーター」に改める。

鹿児島県告示第334号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成26年 4 月 1 日から施行する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表総務部の部文書事務補助員の項の次に次のように加える。

幼保連携事務専門員	日額 7,010円以内
-----------	-------------

表保健福祉部の部虐待対応協力員の項及び商工労働水産部の部障害者職業訓練トレーナーの項を削り、同表教育委員会の部学校薬剤師の項中「15,900円」を「15,800円」に改める。

鹿児島県告示第335号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第 8 条第 2 項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8328	平成26年 3 月 20 日	映 画	甘い鞭	角川書店	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

鹿児島県告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
いちき申木野市冠嶽字水流谷13088番 4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

日置市吹上町永吉字渡瀬口9083番1から9083番3まで、字榊木ヶ原9084番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市横川町上ノ字冷水5831番3，字榊木濱弓場5833番4，5833番12，5833番15，5833番23から5833番25まで，5833番30から5833番32まで，5833番34，5833番35，5833番37，5833番39

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

日置市日吉町日置字軽石ヶ迫2072番，2079番1，2093番，2096番，2097番，2099番，2102番，2107番（次の図に示す部分に限る。），2108番，2109番（次の図に示す部分に限る。），2110番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第340号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

肝属郡肝付町波見字猪ノ牟礼3498番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
はらだ薬局大王店	薩摩川内市大王町1番地6	平成26年1月17日

鹿児島県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
遠藤学人	くりの中央整骨院 始良郡湧水町木場29-1	平成26年 2 月 1 日
前原弘幸	リハビリデイサービス隼人国分 付属整骨院 霧島市国分野口西289番地	平成26年 2 月 20 日

鹿児島県告示第343号

鹿児島県漁港管理条例（昭和32年鹿児島県条例第53号）別表第2に掲げる使用料のうち知事が定める額を次のように定め、平成26年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成18年10月31日鹿児島県告示第1653号（鹿児島県漁港管理条例に規定する使用料のうち知事が定める額）は、平成26年 3 月 31 日限り廃止する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

旅客待合所の使用料のうち広告使用料の額

0.1平方メートル1月につき 810円

鹿児島県告示第344号

平成8年 9 月 27 日鹿児島県告示第1400号（鹿児島県建設工事請負契約書標準書式）の一部を次のように改正し、平成26年 4 月 1 日から施行する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

建設工事請負契約書第34条の2第8項、第42条第2項及び第3項並びに第47条第3項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

鹿児島県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・70号谷山支所前通線
- 3 事業施行期間
平成21年10月30日から平成30年 3 月 31 日まで（変更前平成27年 3 月 31 日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第346号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したもの

2 委託の相手方

大阪市中央区北浜二丁目 5 番23号
弁護士法人関西法律特許事務所

3 委託期間

平成25年 7 月 23 日から平成26年 3 月 31 日まで

鹿児島地域振興局告示第 6 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
たにやまたんぽぼ	鹿児島市和田一丁目4番5号	学校法人妙光学園	鹿児島市和田一丁目4番5号	井上 博孝	平成26年 3月1日	児童発達支援
すばる	鹿児島市加治屋町4番7-205号	特定非営利活動法人かごしま就労支援ラボ	鹿児島市加治屋町4番7-205号	岩重 正一	平成26年 3月1日	放課後等 デイサービス

南薩地域振興局告示第 5 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 3 月 28 日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労・支援事業所あすなる	南九州市穎娃町上別府字西場6543番	社会福祉法人あすなる福祉会	南九州市穎娃町上別府字西場6543番	山本 森満	平成26年 3月1日	放課後等 デイサービス

大隅地域振興局告示第 2 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 3 月 28 日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にしはら太陽の子	鹿屋市西原四丁目12406番地4	株式会社ケイン	鹿屋市西原四丁目12番15号	郷原 建樹	平成26年 3月1日	放課後等 デイサー

放課後等デイサービスことぶき太陽の子	鹿屋市寿五丁目488番地9	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町12405番地47	郷原 建樹	平成26年3月1日	ビス 放課後等 デイサー ビス
--------------------	---------------	-----------	-----------------	-------	-----------	--------------------------

大島支庁告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 3 月 28 日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 ひまわりの家	大島郡伊仙町大字伊仙2063-2	社会福祉法人南恵会	大島郡天城町瀬滝1006-1	吉留 康貴	平成26年3月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

大島支庁告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 3 月 28 日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 ひまわりの家	大島郡伊仙町大字伊仙2063-2	社会福祉法人南恵会	大島郡天城町瀬滝1006-1	吉留 康貴	平成26年3月1日	生活介護

公 告

平成26年度技能検定（前期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成26年度技能検定（前期）を次のとおり実施する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 1級及び2級

造園，機械加工（普通旋盤，数値制御旋盤，フライス盤，数値制御フライス盤，平面研削盤，円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。），放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。），鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。），建築板金，工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。），仕上げ，電子機器組立て，電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。），建設機械整備，婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。），家具製作（家具手加工に係るものに限る。），建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。），印刷，とび，左官，ブロック建築，タイル張り，畳製作，防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事及びアクリルゴム系塗膜防水工事に係るものに限る。），内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事，鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。），熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。），表装（壁装に係るものに限る。），塗装（建築塗

装及び金属塗装に係るものに限る。)及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾, 造園, 機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。), 工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。), 機械検査, 機械保全(機械系保全に係るものに限る。), 電子機器組立て, 建築大工, とび, 左官, ブロック建築, 塗装(金属塗装に係るものに限る。)及びフラワー装飾

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ工事に係るものに限る。)

なお, (1)から(3)までに掲げる実施職種以外の職種についても, 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては, 技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし, 実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については, 当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

平成26年6月4日(水)から同年9月9日(火)までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等 級 及 び 検 定 職 種	実 施 期 日
(3級) 園芸装飾 造園 機械加工 工場板金 機械検査 機械保全 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 塗装 フラワー装飾	平成26年7月20日(日)
(1級及び2級) 造園 とび 防水施工 塗装	平成26年8月24日(日)
(1級及び2級) 機械加工 鉄工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供 服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕 上げ施工	平成26年8月31日(日)
(1級及び2級) 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装 飾	平成26年9月7日(日)
(単一等級) 路面標示施工	平成26年9月7日(日)

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円(学科試験の免除を受けようとする者にあつては, 納付を要しない。)

(2) 実技試験 17,900円(3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの(認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。)にあつては, 11,900円)(実技試験の免除を受けようとする者にあつては, 納付を要しない。)

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては, 免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町 9 番 14 号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

平成26年 4 月 7 日（月）から同月 18 日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成26年 4 月 18 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を 3 級は平成26年 8 月 22 日（金）に、1 級、2 級及び単一等級は同年 10 月 3 日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、3 級は平成26年 8 月 22 日（金）に、1 級、2 級及び単一等級は同年 10 月 3 日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、3 級は平成26年 8 月 22 日（金）に、1 級、2 級及び単一等級は同年 10 月 3 日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

1 級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2 級又は 3 級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形 2 号）を同封すること。

(4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して 1 月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....

平成26年度技能検定（随時）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第 2 項の規定により、平成26年度技能検定（随時）を次のとおり実施する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 3 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家

具製作，建具製作，紙器・段ボール箱製造，印刷，製本，プラスチック成形，強化プラスチック成形，石材施工，パン製造，ハム・ソーセージ・ベーコン製造，水産練り製品製造，建築大工，かわらぶき，とび，左官，タイル張り，配管，型枠施工，鉄筋施工，コンクリート圧送施工，防水施工，内装仕上げ施工，熱絶縁施工，サッシ施工，ウエルポイント施工，表装，塗装（建築塗装，金属塗装，鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 基礎 1 級及び基礎 2 級

さく井，鋳造，鍛造，機械加工，金属プレス加工，鉄工，建築板金，工場板金，めつき，アルミニウム陽極酸化処理，仕上げ，機械検査，ダイカスト，機械保全，電子機器組立て，電気機器組立て，プリント配線板製造，冷凍空気調和機器施工，染色，ニット製品製造，婦人子供服製造，紳士服製造，寝具製作，帆布製品製造，布はく縫製，家具製作，建具製作，紙器・段ボール箱製造，印刷，製本，プラスチック成形，強化プラスチック成形，石材施工，パン製造，ハム・ソーセージ・ベーコン製造，水産練り製品製造，建築大工，かわらぶき，とび，左官，タイル張り，配管，型枠施工，鉄筋施工，コンクリート圧送施工，防水施工，内装仕上げ施工，熱絶縁施工，サッシ施工，ウエルポイント施工，表装，塗装及び工業包装

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし，実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については，当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

- (1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては，納付を要しない。）
- (2) 実技試験 17,900円（実技試験の免除を受けようとする者にあつては，納付を要しない。）

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては，免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお，納付された手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町 9 番 14 号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

原則として，技能検定の実施期日の30日前までの日（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成26年12月29日（月）から平成27年1月3日（土）までの日を除く。）とし，受付時間は，それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

実技試験又は学科試験の可否の結果は，鹿児島県職業能力開発協会が受検者に対して書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また，このほか，3級の技能検定の合格者には技能士章が交付される。

9 その他

- (1) 随時実施の 3 級，基礎 1 級又は基礎 2 級の技能検定については，外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用されるものである。
- (2) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は，鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。
- (3) 技能検定についての照会は，鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。
- (4) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は，宛先及び郵便番号を明記し，140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形 2 号）を同封すること。
- (5) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は，必ず書留郵便によることとし，封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (6) 受検者のうち希望する者には，鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。
なお，開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して 1 月間とし，開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市百次町字白谷1838番 1， 1838番 3 及び1843番並びに字城下1844番 1 の一部，1846番 1， 1848番の一部， 1849番及び1850番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
薩摩川内市百次町1844番地 1
株式会社川北技研
代表取締役 田中陽一郎
代表取締役 下馬場登

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成26年度において，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので，当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について，次のとおり公告する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（電気・通信機器類，計測・理化学機器類及び船舶類）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお，調達をする物品等の特質により，次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等
資格審査要綱第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者以外の者で入札に参加しようとするものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資

格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年 3 月 28 日から同年 4 月 30 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年 9 月 30 日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県農業開発総合センター所長 宮内悟

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気
年間予想使用電力量 3,339,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401
- 3 落札者を決定した日
平成26年 3 月 13 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社加世田営業所
南さつま市加世田地頭所町 1-5
- 5 落札金額
予想使用電力料金 27,426,664円（耕種試験研究施設分）
予想使用電力料金 26,292,427円（農業大学校分）
予想使用電力料金 4,920,102円（農業大学校付帯施設分）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成26年 1 月 31 日

教育委員会規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 6 号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 7 号中「県立高等学校」を「県立の中学校及び高等学校」に改め、同条第 8 号中「県立高等学校生徒」を「県立学校の幼児及び生徒」に改める。

第21条第 1 項第 5 号中「県立高等学校」を「県立学校」に改める。

第25条の表保健体育課の項中「スポーツ振興係」を「スポーツ振興係 競技力向上対策係」に改める。

第27条第 2 号中「県立学校（」の次に「中学校及び」を加える。

第29条第 2 号中「公立」を「市町村立」に改め、同条第 4 号中「高等部（専攻科を含む。）」を「幼稚部及び高等部」に改め、同条中第13号を第14号とし、第 5 号から第12号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒の募集定員に関すること。

第29条に次の 1 号を加える。

(45) 鹿児島県いじめ調査委員会に関すること。

第30条第 1 号中「高校教育」の次に「及び中高一貫教育」を加え、同条第 2 号中「県立高等学校」を「県立の高等学校及び中学校」に、「高校」を「高校等」に改め、同条第 3 号、第 4 号及び第11号中「高校」を「高校等」に改め、同条第13号及び第14号中「高等学校」の次に「及び県立中学校」を加え、同条第18号及び第19号中「高校」を「高校等」に改め、同条第20号を削る。

第31条中第15号を第16号とし、第 9 号から第14号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 競技力向上に関すること。

第49条に次の 1 号を加える。

(8) 鹿児島県いじめ調査委員会

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第 4 号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,179円」を「1,201円」に、「369円」を「375円」に、「405円」を「413円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第 5 号

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則（昭和37年鹿児島県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「369人」を「370人」に改め、同条第 3 号中「9 人」を「8 人」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第 6 号

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察の組織に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号及び第10号を次のように改める。

(9) 情報の公開に関すること。

(10) 個人情報の保護に関すること。

第 3 条第22号を次のように改める。

(22) 警察職務協力援助者の災害給付に関すること。

第 3 条第23号を第24号とし、第22号の次に次の 1 号を加える。

(23) 文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

第 5 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 被害者支援に関すること。

(3) 犯罪被害者等給付金に関すること。

第 5 条第11号を次のように改める。

(11) 電話交換業務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年 3 月 24 日から適用する。

.....
鹿児島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第 7 号

鹿児島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年鹿児島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第21条第 2 項」を「第21条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機

械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条の規定に基づく法第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

平成26年 7 月 7 日（月）から同月12日（土）まで（講習時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで）

(2) 追加取得講習

平成26年 7 月 10 日（木）から同月12日（土）まで（講習時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル 3 階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近 5 年間に 1 の警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近 5 年間に 1 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員

- (1) 新規取得講習
25人（原則として、受付先着順とする。）
- (2) 追加取得講習
5人（原則として、受付先着順とする。）
- 6 受講申込みの受付等
 - (1) 受付期間等
 - ア 期間
平成26年 5 月 7 日（水）から同月16日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (3) 提出書類
 - ア 共通
警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真 1 枚を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1 通
 - イ 新規取得講習
 - (ア) 4の(1)の ア に該当する者
 - a 1号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1 通
 - b 履歴書 1 通
 - (イ) 4の(1)の イ に該当する者
1号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通
 - (ウ) 4の(1)の ウ に該当する者
 - a 1号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - (エ) 4の(1)の エ に該当する者
1号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通
 - (オ) 4の(1)の オ に該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - ウ 追加取得講習
 - (ア) 4の(2)の ア に該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1 通
 - b 履歴書 1 通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
 - (イ) 4の(2)の イ に該当する者
 - a 1号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通
 - b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
 - (ウ) 4の(2)の ウ に該当する者
 - a 1号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
 - (エ) 4の(2)の エ に該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

- b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
- a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。
なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
47,000円
- イ 追加取得講習
23,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 問合せ先
本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3016）又は一般社団法人鹿児島県警備業協会（電話099-224-4490）に行うこと。

警備業雑踏警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分
雑踏警備業務1級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
- (1) 実施日時
平成26年 6 月 28 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付は、当日の午前 8 時 30 分から午前 9 時までとする。
- (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
- (3) 受検定員
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定試験の方法及び内容
- (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
平成26年 5 月 20 日（火）から同月 30 日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 提出書類
- ア 検定規則別記様式第 1 号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1 通
 - イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通
 - オ 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)に該当する場合に限る。） 1 通
 - カ 雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(2)に該当する場合に限る。） 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料
- 13,000 円（13,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）
なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3016）に行うこと。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第2号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表入院室加算料の項中「5,610円」を「5,770円」に、「3,160円」を「3,250円」に、「5,840円」を「6,000円」に、「4,840円」を「4,970円」に、「3,350円」を「3,440円」に、「県立薩南病院 1日につき5,000円」を「県立薩南病院 1日につき5,140円」に、「県立北薩病院 1日につき5,000円」を「県立北薩病院 1日につき5,140円」に改め、同表長期入院料の項中「1.05」を「1.08」に改め、同表文書料の項中「普通診断書 1通につき1,940円」を「普通診断書 1通につき1,990円」に、「2,720円」を「2,790円」に、「健康診断書 1通につき1,940円」を「健康診断書 1通につき1,990円」に、「4,190円」を「4,300円」に、「1,620円」を「1,660円」に、「3,730円」を「3,830円」に、「4,240円」を「4,360円」に改め、同表健康診断及び予防接種料の項から患者付添人給食料の項までの規定中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。